

# かえるメールとよた

(徘徊高齢者等情報配信システム)

行方不明に  
なってしまったら…

行方不明になった高齢者等の情報(顔写真・服装・特徴等)を、  
ご登録いただいている方へメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

## 利用イメージ図



## 行方不明時の利用方法

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が  
お済みでない方

①ご家族等が  
警察へ行方不明届を提出

②ご家族等が警察への届出時に  
市への情報提供書を記入

③警察が②情報提供書を基に  
市へ情報提供

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が  
お済みの方

①ご家族等が警察へ通報  
(110番通報)

②以下、  
高齢福祉課連絡先へ電話

## かえるメール配信

\*メール登録者の受信料は自己負担となります。

◆利用時間: 8時30分~20時30分

◆行方不明届: 豊田警察署 (☎ 0565-35-0110) ・ 足助警察署 (☎0565-62-0110)

◆配信・解除依頼: 豊田市福祉部 高齢福祉課 (☎ 0565-34-6984 直通)

※夜間・休日 ☎ 0565-31-1212 (代表)

かえるメール配信の登録にご協力ください!登録方法は裏面へ 

# かえるメール配信の登録方法

- ①右の二次元コードを読み取る 又は  
[t-toyota-city@sg-p.jp](mailto:t-toyota-city@sg-p.jp) へ空メールを送信  
※件名、本文には何も書かなくてOK



- ②送信された仮登録メールを確認  
メールに記載されたURLを押してください。

※メールが届かない場合は、  
ドメイン:@city.toyota.aichi.jp 受信許可設定をしてください。

- ③表示された登録ページの利用規約を確認して、  
「メール配信に同意する」を押してください。

※メール送信を解除したい場合は、  
配信情報変更／解除」画面で「解除」を押してください。  
「解除確認画面」で「解除」ボタンを押してください。

- ④画面の指示に従って手続きを進めてください。  
「配信情報選択」画面で「行方不明者情報」をチェックして、  
「次の画面に進む」を押してください。

登録完了!



※通信料についてはメール受信者の負担になりますのでご注意ください。